

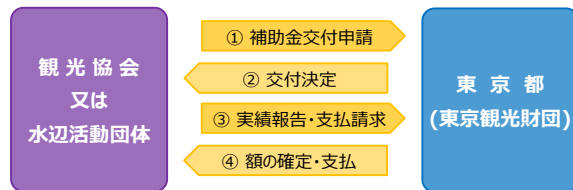
平成28年度水辺のにぎわい創出事業 概要

事業目的

これまで、行政主導で進めてきた舟運・水辺空間の魅力向上の取組を地域における持続可能な事業へ繋げていくためには、地域発意のもと多様な主体がまちづくりと一体となった展開が不可欠

地域における観光振興の中心的担い手である観光関連団体等が新たに取り組む水辺空間のにぎわい創出事業を積極的に支援することで、訪都旅行者を魅了する新たな公共空間のにぎわいの創出を図る。

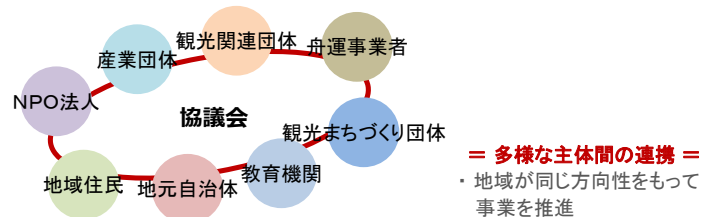
事業スキーム



※ 観光協会等に対する都(東京観光財団)の直接支援

【申請事業について】

地域発意のもと多様な主体がまちづくりと一体となって取り組む事業を推進するため、関係機関・団体等からなる協議会組織にて、十分な協議と実施承認を得た事業を申請対象事業とする。



水辺のにぎわい創出事業費補助金

【補助対象事業】

- 新たな水辺のにぎわいを創出する施設整備事業
- 新たな水辺のにぎわいを創出するイベント事業
- 自転車シェアリングと連携して水辺のにぎわいを創出する事業

【補助対象者】

観光協会、水辺活動団体(法人)

【補助率(限度額)】

4/5以内(1千万円/1団体)

【申請条件】

- 地域の関係機関・団体、区市町村等を構成員とする協議会を設置すること(既存組織可・区市町村必須)
- 当該協議会において、次年度以降の継続性、将来の収益確保等を十分協議していること
- 当該協議会から申請事業の実施承認を得ていること

地域合意及び関係者間の連携、事業の継続性を担保

【想定事業】 ※ 新規性のない事業は対象外

- オープンカフェの常設(オープニングイベント含む)・・・期間限定の設置・運営は対象外
- 物販施設、観光PR施設等の設置・・・単なる休憩施設の設置は賑わいに直結しないため対象外
- 定期的なマルシェの開催・・・年間を通じて継続性が確保されていない場合は対象外
- 大規模イベントの開催・・・来場者見込み5千人以上/回、年複数回の開催可
- 水上又は海上バスと連携した自転車シェアリングの利用促進を図るイベント開催・・・マップ作成等広報事業のみは対象外

【対象経費(例示)】

事業に直接必要な経費であって、用途、単価、規模等の確認ができるもの

施設整備事業	施設整備に係る工事費・施工監理費、機器・設備・備品等購入費、土地及び建物の賃借料等
イベント事業	会場設営費、運営委託費、出演料、広告宣伝費等
自転車シェア連携	施設整備事業及びイベント事業に同じ

(対象外経費)
土地の取得・造成・補償に係る経費
団体の運営費・人件費
維持管理経費
儀礼的経費
租税公課
金券等購入費
その他事業に直接関係しない経費